

新築住宅建設等奨励金の概要

交付対象者

- ・ 揖斐川町内で、玄関・台所・浴室・便所・居室がある一戸建て住宅を新築、または購入し、入居する方（別荘等一時的に使用するものおよびアパートなど賃貸を目的とするもの、既存住宅の増築や改修は対象外。3親等内の親族関係者からの購入は対象外）
- ・ 交付申請時において、申請者および同居者（三世同居者・近居者含む）に町税など納付金の滞納がない方
- ・ 今までにこの奨励金を交付されていない方

奨励金額

- ・ 町内に新築住宅等を建設または購入する場合（基本30万円）
- ・ 町内建設業者と契約し、新築する場合（加算額10万円）
- ・ 町外からの転入者が新築する場合（加算額20万円）
- ・ 用途地域指定区域に新築する場合（加算額10万円）
- ・ 三世同居世帯、近居世帯が居住し、新築する場合（加算額10万円）
- ・ 18歳未満の子どもがいる世帯が新築する場合（加算額1人につき10万円）

申請から交付までの流れ

着工前と完成後に申請が必要です。

ただし、契約の日から1年以内であれば着工後でも認定申請をすることができます。

A. 認定申請（原則は着工前）



審査



認定通知



B. 交付申請（住宅完成後）



審査・検査（現地にて）



交付決定通知



交付請求



交付